

蓮田市野球連盟会則

第5版

- 第一条 本連盟は、蓮田市野球連盟と称し、事務所を蓮田市内に置く。
- 第二条 連盟は、会員相互の親睦を計り、野球を通じて心身の鍛練につとめ、正しい野球を市内全般に普及しその健全なる発展により、明るい郷土の建設に寄与する事を目的とする。
- 第三条 連盟は、市内在住者及び、市内事業所に勤務する者のチーム及び審判員をもって組織する。ただし、以下についての例外を定める。
- 1) 野球を職業とする者、小学児童、中学校生徒は連盟に加入することはできない。
高校生は、高校野球連盟に登録している者は加盟できない。
大学生は、大学野球連盟に登録している者は加盟できない。
 - 2) 加盟チームが少なく連盟運営に支障が有る場合、理事会の承認をもって市外からのチームを加盟する事ができる。
 - 3) 役員、審判員については、この規定は適用しない。
- 第四条 本連盟への入会、脱会規定
- 1) 入会、脱会については、自由とするが、年度単位で行う。
ただし、大会運営に支障がない場合は、後期からの入会、大会参加も考慮する。
(その場合の会費は後期大会参加費のみ)
 - 2) 入会手続きは以下の通りとする。
①連盟の定める連盟加盟申請書を、事務局に提出する。
②理事会（総会、代表者会議含む）にて承認する。
- 第五条 連盟は、第二条の目的を達成するため、以下の事業を行う。
- 1) 連盟主催の市内大会の開催及び、上部大会へのチーム派遣
 - 2) 審判員の養成講習会の開催及び上部連盟講習会、上部大会、外部大会への派遣
 - 3) 野球技術向上の為の講習会等の開催
 - 4) その他第二条の目的達成に必要な事業
- 第六条 連盟には、以下の役員を置き、連盟運営を行う。
- | | |
|----------|---------------|
| 1) 会 長 | 1 名 |
| 2) 副 会 長 | 若干名 |
| 3) 理 事 長 | 1 名 |
| 4) 副理事長 | 若干名 |
| 5) 理 事 | 若干名 (審判員は兼ねる) |
| 6) 会 計 | 1 名 |
| 7) 監 査 | 2 名 |
- 会長、副会長、会計は、理事会で推薦し総会の承認を得て選任する。理事および監査は、総会で互選して選任する。
- 第七条 役員任期は、二年とし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 第八条 役員任務は以下の通りとする。
- | | |
|----------|-----------------------------|
| 1) 会 長 | 連盟を代表し、会務を総理する。 |
| 2) 副 会 長 | 会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。 |
| 3) 理 事 長 | 連盟の庶務に従事し、事業の推進を計る。 |
| 4) 副理事長 | 理事長を補佐し、理事長事故ある時はその職務を代行する。 |
| 5) 理 事 | 必要事項を審議すると共に、事業推進に協力する。 |
| 6) 会 計 | 連盟の予算に基づき、会計を司る。 |
| 7) 監 査 | 連盟の会計事務を監査する。 |

- 第九条 連盟運営会議の規定
会議は、総会、役員会、理事会、及び代表者会議とする。
- 1) 総 会
定期総会は、会長が役員、理事、チーム代表者を招集し会計年度終了後に開催し、以下を決定する。
議長は原則会長が就任にする。
- ①会則の追加、変更
②事業、予算決算の決定
③役員改選
④その他重要事項の審議決定
- 臨時総会は、緊急必要ある場合に開催する。
- 2) 役員会
会長が必要に応じて役員を召集する。
- 3) 理事会、及び代表者会議
理事長が必要に応じて招集する。その際会長、副会長も出席するものとする。
- 4) 承認
会議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 第十条 連盟の運営費は、会費、負担金、補助金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。
- 第十一条 会費は以下の通りとするが、変更にあたっては、総会での承認が必要となる。
- | | | |
|-------------|----------|------|
| 1) 年度チーム登録料 | 10,000 円 | (年間) |
| 2) 前期大会参加費 | 12,000 円 | |
| 3) 後期大会参加費 | 12,000 円 | |
- 第十二条 連盟の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日をもって終わる。
- 第十三条 連盟登録の制限
- 1) 他の野球連盟への登録はできない。(二重登録の禁止)
2) 市内の他の連盟に加盟することはできない。(連盟で認めた者はこの限りではない)
- 第十四条 選手の登録は、毎年の大会前の日程会議時に、所定の登録票をもって連盟に提出する。
ただし、新規選手の追加にあたっては試合前に連盟に申告すれば、その試合から出場できるものとする。
なお、大会が始まってからのチーム間の選手の移動は、できないものとする。
- 第十五条 連盟の大会要項は、理事会にて検討し、代表者会議にて決定する。
- 第十六条 この連盟会則に違反したときは、総会において除名または、試合の出場停止、その他の処分をすることができる。
- 第十七条 傷害保険は、チームの実情に合わせて入る事とし、必ずはいるものとする。
大会中の怪我については、チーム内で対処する事とする。
- 第十八条 慶弔金については、理事会で決定する。
- 第十九条 この会則に定めるものの他、事業運営に必要な事項は、その都度役員会、理事会に起案し、必要に応じて代表者会議または総会にて報告をおこなう。
- 第二十条 本連盟の事業を執行するために専門部門又は委員会を置き責任者及び構成その他必要事項は理事会において別に定める。

- 付 則 1) この会則は、平成十年一月一日から施工し、平成十年一月一日から適用する。
- 2) 平成二十五年二月二日 第十七条、第十八条、第十九条 条項入替え
- 3) 平成二十五年二月二日 第十一条 1) 項 改定
- 4) 平成二十六年三月十五日 第一条 改定
- 5) 平成二十八年三月五日 改定
- | | | |
|------|----------|------------------|
| 第一条 | | 事務所の所在地について改正 |
| 第三条 | 1) 項 | 高校生に対する加入について改正 |
| 第三条 | 3) 項 | 規定適用外者（審判員）追加 |
| 第五条 | 2) 項 | 審判員の大会派遣について追加 |
| 第九条 | 1) 項 総会 | 総会開催について改正 |
| 第九条 | 3) 項 理事会 | 会議召集者改正 |
| 第九条 | 4) 項 承認 | 条項追加入替え |
| 第十五条 | | 大会要項の決定権の改正 |
| 第二十条 | | 専門部門、委員会について条文追加 |
- 6) 令和二年二月九日 第十一条 2) 項 3) 項 参加費 改定